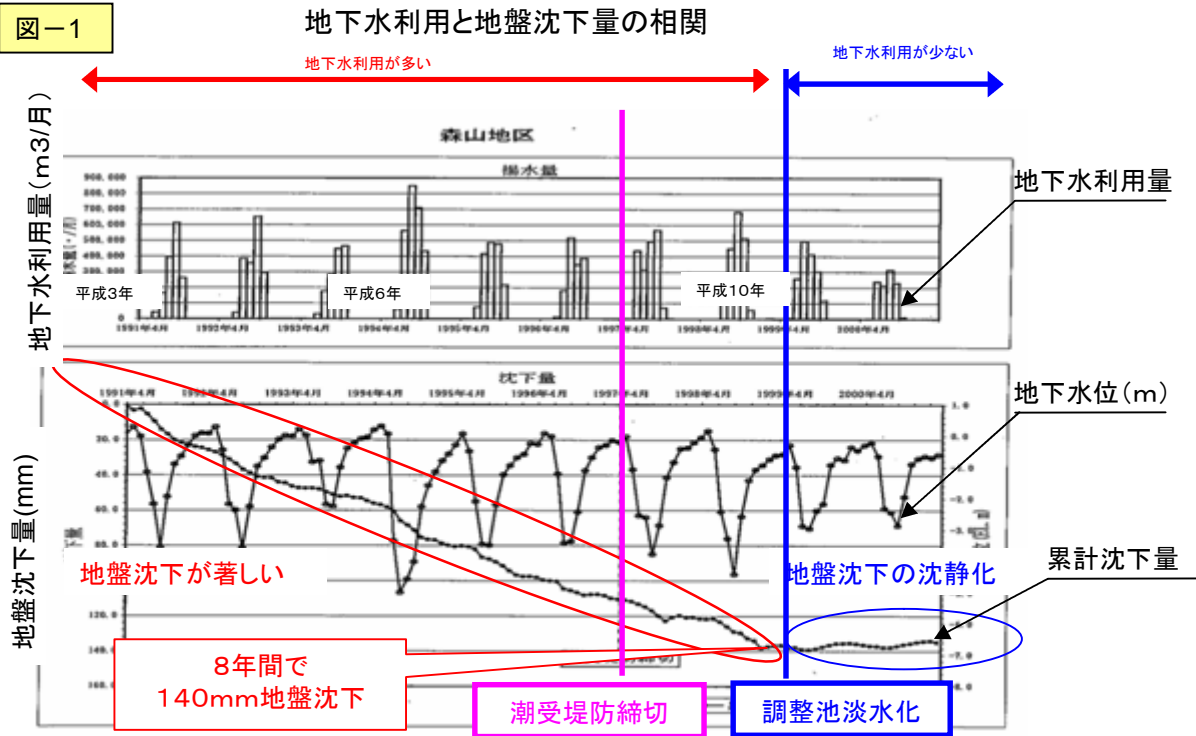


# 海水淡水化施設に不具合が生じたとしても、地盤沈下や既存井戸の枯渇の恐れがある地下水は認められない。

- ①平成10年までは、地下水を多く利用したため地盤沈下が著しい傾向である。
- ②現在、地域では取水協定を結び取水量を制限している。
- ③潮受堤防締切で調整池が淡水化し、地下水の汲み上げが減少したことで、地盤沈下が沈静化している。
- ④現在、低平地の地下水取水量約12千 $m^3$ が、アセスの地下水案では約70千 $m^3$ と6倍近くに増大し、再び地盤沈下や既存井戸の枯渇の恐れが高い。

低平地の地下水取水量：締切り前2万6千 $m^3$ /日、締切り後1万2千 $m^3$ /日  
 →今回アセス 1万2千 $m^3$ /日+5万8千 $m^3$ /日



背後地の旧干拓地(森山地区)  
(H3-H12)

図-2



図-3

